

## ボランティア休暇実施要領

### 1 休暇の対象となる活動

職員が自発的に、かつ報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合とする。

なお、この休暇は、被災者、障害者等を直接支援する活動を対象とする。

※ 「報酬」とは、交通費等の実費弁償以外に支給される金品をいう。

※ 「親族」とは、民法第725条にいう6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。

#### (1) 被災地での被災者への援助活動

地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

※ 「相当規模の災害」とは、災害救助法による救助の行われる程度の規模の災害をいう。

※ 「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村の属する都道府県又はこれに隣接する都道府県の区域をいう。

※ 「その他の被災者を支援する活動」とは、災害により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊きだし、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

#### (2) 社会福祉施設等における障害者等への援助活動

障害者支援施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動

※ 「市長が定めるもの」とは、別表に掲げる対象施設とする。

#### (3) 居宅における障害者等への援助活動

(1) 及び (2) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

※ 「常態として日常生活を営むのに支障がある」とは、その者にとって普通の状態が日常生活を営むのに支障の生じているということであり、短時間で治癒するような負傷、疾病などにより支障の生じている者に対する看護等については、休暇の対象とならない。

※ 「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会又は同協議会に加入している町内会若しくは自治会の活動

※ 「千葉市町内自治会連絡協議会」の活動には、区町内自治会連絡協議会及び地区町内自治会連絡協議会の活動も含む。

※ 「活動」に特段の制限はないが、下記留意事項に十分留意すること。

## 2 期間

1の年度（4月1日から翌年3月31日）において「5日」の範囲内であり、分割して取得することも可能である。また、必要な時間及び日数が休暇期間となる。従って、休暇期間が所定の勤務時間未満である場合は、残りの時間について勤務を要することとなるが、休暇取得日数は1日となる。

## 3 給与

有給とする。

## 4 手続

- (1) 庶務事務システムでの申請又は特別休暇願にボランティア活動計画書を添付し、所属長（休暇の承認権者）の承認を得ること。

なお、必要に応じて、事後にボランティア活動報告書の提出を求めるものとする。

※ 特別休暇願・ボランティア活動計画書：別紙のとおり

- (2) 庶務事務システム又は出勤簿には、「特休（ボランティア）」又は「ボ休」と表示し、承認に当たって、休暇日数を管理すること。

- (3) 所属長決裁後、添付資料台紙又は特別休暇願の写し及びボランティア活動計画書を給与課へ提出すること。

なお、承認に当たって疑義のある場合は、給与課労務班へ連絡すること。

## 5 留意事項

- (1) この休暇を取得してボランティア活動を行うに当たっては、地方公務員法等の規定に抵触することのないよう留意するとともに、公務員として行政の政治的中立性等の観点から市民の誤解を招くことのないよう注意すること。

- (2) ボランティア休暇中の事故は公務災害の対象外であり、活動中の安全には十分注意を払う必要があるが、活動中の不慮の事故により、職員自身が負傷する場合や他人の物を破損する可能性もあることから、予め傷害保険、損害賠償保険に加入しておくことが望まれること。

## 6 実施時期

平成9年2月20日

(別表)

## 対 象 施 設

根拠法	対象施設
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (本則)	第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設(ウ及びキに掲げる施設を除く。) 第5条第27項に規定する地域活動支援センター 第5条第28項に規定する福祉ホーム
イ 身体障害者福祉法 (第5条第1項)	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設
ウ 児童福祉法 (第7条第1項)	障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童発達支援センター以外の第6条の2の2第2項及び第4項に規定する施設
エ 老人福祉法 (第5条の3)	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
オ 生活保護法 (第38条第1項)	救護施設 更生施設 医療保護施設
カ 介護保険法 (本則)	第8条第28項に規定する介護老人保健施設 第8条第29項に規定する介護医療院
キ 医療法 (第1条の5第1項)	病院
ク 学校教育法 (第1条)	特別支援学校
ケ その他	身体上又は精神上の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が5人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者が置かれている施設

※ 各施設によってボランティアの位置づけが各々であるが、当該施設においてボランティアが行うものとして位置づけられている活動について休暇の対象とする。

改正 平成11年4月1日  
平成12年6月1日  
平成13年6月1日  
平成18年10月1日  
平成19年4月1日  
平成22年4月1日  
平成23年3月25日  
平成23年10月1日  
平成24年4月1日  
平成25年4月1日  
平成26年4月1日  
平成29年4月1日  
平成30年4月1日

## ボランティア活動計画書

所 属  
職・氏名

- 1 活動期間  
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 2 活動の種類  
被災者への支援活動 社会福祉施設等における活動  
千葉県市内自治会連絡協議会等における活動 その他
- 3 活動場所  
施設名等： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
電 話： \_\_\_\_\_
- 4 具体的な活動内容
- 5 仲介団体等の有無及び団体名  
有 無  
団体名： \_\_\_\_\_  
電 話： \_\_\_\_\_
- 6 備考（仲介団体等を通じず、支援する相手の居宅において活動する場合）

注1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、これを添付することにより、適宜記入を省略して差し支えない。

- 2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。
- 3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。
- 4 必要に応じて、ボランティア活動報告書を提出するものとする。